

人権に関する住民意識調査

平成27年11月
精 華 町

ご回答にあたってのお願い

- 1 ご回答の際は、別紙「人権に関する住民意識調査 回答票」をご用意のうえ、それぞれの問いで、あてはまる番号に○をつけてください。
「その他」を選ばれた場合には、() 内にその内容をご記入ください。
- 2 あて名のご本人が回答していただくようお願いいたします。
- 3 年齢などご本人に関する事項は、回答票への記入日現在でご回答ください。
- 4 設問によっては、次にお答えいただく設問が指定されておりますので、それに沿って回答してください。
- 5 ご記入いただきました回答票は、**12月15日(火)**までに、同封の返信用封筒に入れてご投函ください。切手は不要です。なお、返信用封筒に差出人のお名前を書いていただく必要はございません。
- 6 この調査についてご質問等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

精華町役場住民部人権啓発課啓発係

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

電話番号 0774-95-1919 FAX 番号 0774-95-3974

Eメール jinken@town.seika.kyoto.jp

人権に関する考え方や認識についてお聞きします。

問1 あなたは、「人権が尊重される」とはどのようなことだと思いますか。次の中からあてはまる番号をすべて選び、○は別紙回答票にご記入ください。(○はいくつでも可)

1. 公権力から干渉されず、自由に生活できること
2. 差別されない、平等であること
3. 個人として尊重されること
4. 個人のもつ可能性を発揮する機会が認められること
5. 健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること
6. わからない
7. その他（具体的に： _____)

問2 あなたは、「精華町民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」と思いますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない
5. そう思わない
6. わからない

問3 あなたは、「精華町は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と思いますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない
5. そう思わない
6. わからない

問4 あなたは、同和問題について知っていますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票にご記入のうえ、指定された方へお進みください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 知っている →問5へ | 2. 知らない →問10へ |
|---------------|---------------|

問5 あなたは、家庭・職場・学校・地域などで部落差別が起こったのを見たり聞いたりしたことがありますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1. ずっと以前（5年以上前）のことだがあった |
| 2. つい最近（5年以内）あった |
| 3. ずっと以前にも、つい最近にもあった |
| 4. ない |

問6 同和地区は、どうして出来たと思いますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | |
|-----------------------|
| 1. その時代の権力者によってつくられた |
| 2. 貧しい人々が集まってできた |
| 3. 人種や民族のちがう人が集まってできた |
| 4. 町民や農民とちがう人が集まってできた |
| 5. わからない |

問7 部落差別は、なくなると思いますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | |
|-----------------|
| 1. 努力すればなくなる |
| 2. そっとしておけばなくなる |
| 3. なくならない |
| 4. 現在はもう部落差別はない |
| 5. わからない |

問8 もし、あなたのお子さんが同和地区出身の人との結婚を望んだ場合、どうしますか。
次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

1. 本人同士にまかせる
2. 相手の人物で決める
3. 同和地区の人との結婚は、許さない
4. 生活の基盤が確立されれば、反対しない
5. その時にならないとわからない
6. 子どもがいないので、わからない

問9 未婚の方にお聞きします。あなた自身が結婚される場合、同和地区出身の人との結婚について、どのようにお考えになりますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

1. 本人同士で決める
2. 親などの同意を得ることが前提となる
3. 同和地区の人とは結婚したくない
4. その時にならないとわからない

問10 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。A～Jの各事項について、あてはまる番号を1つずつ選び、回答票に○をつけてください。

	尊重 されて いる	ある程度 尊重 されて いる	あまり 尊重 されて いない	尊重 されて いない	わから ない
A. 同和地区出身者の人権	1	2	3	4	5
B. 女性の人権	1	2	3	4	5
C. 子どもの人権	1	2	3	4	5
D. 高齢者の人権	1	2	3	4	5
E. 障害のある人の人権	1	2	3	4	5
F. 外国人の人権	1	2	3	4	5
G. エイズ、ハンセン病患者の人権	1	2	3	4	5
H. 犯罪被害者とその家族の人権	1	2	3	4	5
I. ホームレスの人権	1	2	3	4	5
J. 性同一性障害者の人権	1	2	3	4	5

近年社会的関心を集めている事柄についてお聞きします。

問 11 パソコンや携帯電話などを利用した差別的な書き込みや個人情報の漏えいなど、インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。次の中からあてはまる番号をすべて選び、回答票に○をつけてください。
(○はいくつでも可)

1. インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する
2. プロバイダ等^{*}に対し、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進する
3. プロバイダ等に対し、書き込み等の削除を求める
4. 不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する
5. 表現の自由に関わる問題であり、慎重に対応する必要がある
6. プロバイダ等の自主性に任せる
7. わからない
8. その他（具体的に： _____)

^{*}プロバイダ等：インターネット接続業者、サーバ管理・運営者等のサービス提供者

問 12 外国人を排斥^{はいせき}する趣旨の言動（ヘイトスピーチなど）が公然とされたり、外国人であることを理由に賃貸住宅への入居機会が制約されたりする状況がありますが、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から特に必要と思われる番号を3つまで選び、回答票に○をつけてください。

1. 外国人への偏見をなくし、人権を守るための啓発活動をすすめる
2. 外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める
3. 日本国籍を持たないことにより受ける不利益をなくす
4. 仕事に就きやすい環境をつくる
5. 日本人と外国人との交流の機会を増やす
6. 日本の文化や風習を理解してもらうための機会を増やす
7. 外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する
8. 日本語を理解できない人が日本語を学習する機会をつくる
9. 外国人が母語・母国の文化を学習する機会をつくる
10. 外国人が日本に来た理由や事情について理解を深める
11. 特に必要だと思わない
12. わからない
13. その他（具体的に： _____)

人権に関する法律等についてお聞きします。

問 13 あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条例、制度を知っていますか。A～Vの各事項について、あてはまる番号を1つずつ選び、回答票に○をつけてください。

	内容をよく 知っている	内容を少し 知っている	名前は 知っている	知らない
A. 世界人権宣言	1	2	3	4
B. 国際人権規約	1	2	3	4
C. 人種差別撤廃条約	1	2	3	4
D. 女性差別撤廃条約	1	2	3	4
E. 子どもの権利条約	1	2	3	4
F. 障害者権利条約	1	2	3	4
G. 日本国憲法	1	2	3	4
H. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	1	2	3	4
I. 同和対策審議会答申	1	2	3	4
J. 男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
K. DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	1	2	3	4
L. 児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律)	1	2	3	4
M. 子どもの貧困対策法 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)	1	2	3	4
N. いじめ防止対策推進法	1	2	3	4
O. 高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)	1	2	3	4
P. 障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	1	2	3	4
Q. 障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
R. 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	1	2	3	4
S. ハンセン病問題基本法 (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律)	1	2	3	4
T. プロバイダ責任制限法	1	2	3	4
U. 個人情報保護法	1	2	3	4
V. 労働基準法	1	2	3	4

人権相談窓口、人権研修等への参加についてお聞きします。

問 14 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国（法務局や人権擁護委員）をはじめ地方自治体（京都府や市町村）やNPO法人等の民間団体において人権相談の窓口が開かれているのをご存じですか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 15 最近（過去5年間）、あなたは人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会（精華町人権シネマサロン）や人権フェスティバル（山城人権フェスタ）などの人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票にご記入のうえ、指定された方へお進みください。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 参加したことがある →問 16 へ | 2. 参加したことがない →問 18 へ |
|----------------------|----------------------|

問 16 参加された回数について、次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 1～2回 | 2. 3～4回 | 3. 5回以上 |
|---------|---------|---------|

問 17 あなたは、人権啓発に関するイベント等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識が深まりましたか。次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | |
|-----------------|
| 1. 深まった |
| 2. どちらかといえば深まった |
| 3. 変わらない |
| 4. わからない |

人権が尊重される社会づくりに向けた施策についてお聞きします。

問 18 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。次の中から役立つと思われる番号を3つまで選び、回答票に○をつけてください。

1. お住まいの地域で行われる研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等
2. お勤めの職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等
3. 小・中学校など学校での人権教育
4. 府や市町村等の広報誌、冊子
5. 社内報
6. 新聞の記事・意見広告
7. 雑誌や週刊誌の記事
8. 人権問題に関する書籍
9. ラジオ・テレビ
10. インターネット
11. 映画・DVD・ビデオ
12. 実態を見たり、当事者の話を聞く
13. 人権劇など、地域の人権課題をテーマにした住民自らの取り組み
14. 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等
15. その他（具体的に：)

問 19 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか。次の中から特に重要と思われる番号を3つまで選び、回答票に○をつけてください。

1. 学校等における人権教育を充実させる
2. 家庭での人権教育を支援する
3. 公共施設（人権センター等）で行う人権教育を充実させる
4. 企業、事業所における人権尊重に向けた取り組みを支援する
5. 行政が住民の意識を高めるための啓発活動を推進する
6. 行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う
7. 公務員等人権との関わりが深い職業に従事する人の人権意識を高める
8. 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
9. 人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる
10. 特にない
11. わからない
12. その他（具体的に：)

最後にあなたご自身のことについてお聞きします。

問 20 あなたの性別を教えてください。(回答票の枠内に記入)

問 21 あなたの年齢について、次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | 7. 80歳以上 | |

問 22 あなたの職業について、次の中からあてはまる番号を1つ選び、回答票に○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 会社・団体・個人商店などに正規で勤めている人 |
| 2. 公務員（官公庁職員、教職員、消防職員、警察職員など） |
| 3. パートタイムやアルバイトなど非正規で勤めている人（学生を除く） |
| 4. 会社などの役員（会社の社長・取締役・監査役、団体の理事、監事など） |
| 5. 自営業主（個人経営の店主、工場主、農業主などの専業主や、開業医・弁護士・著述家など） |
| 6. 家事に従事している人（家事をしていて、他に収入を伴う仕事をしていない人） |
| 7. 学生（専門学校・大学などに通学している人） |
| 8. 無職（収入を伴う仕事をしていない人） |
| 9. その他（1～8のいずれの区分にも該当しない場合 具体的に： ） |

問 23 精華町では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指すため、今後も積極的に人権教育・啓発を進めていきたいと考えています。ご意見やご要望などがありましたら、回答票にご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
ご記入が終わりましたら、回答票を同封の返信用封筒に入れて
12月15日（火）までにご返送ください。